

弘前大学における学生等に係る個人情報の取扱いについて

改正 令和5年12月28日

弘前大学（以下「本学」という。）では、個人情報の重要性を深く認識し、個人情報の不正利用や漏えいを防ぐため、個人情報の適正かつ厳重な管理に努めています。

本学が保有する受験生，在學生，卒業生・修了生，保証人等に係る個人情報は関係法令等に基づき，「国立大学法人弘前大学個人情報管理規程」を定め，これに則り，以下のとおり取り扱います。

第1 本学は，次に掲げる個人情報を取得し，保有します。

(1) 入学者選抜試験情報

受験生の氏名，住所，電話番号，性別，生年月日，出身学校等の志願票記載事項，受験番号，入試成績，高等学校調査書情報 等

(2) 学籍原簿記載情報

学生の氏名，住所，電話番号，性別，生年月日，学籍番号，所属学部・学科等及び学籍異動履歴等並びに保証人等の氏名，住所，電話番号及び学生との続柄 等

(3) 修学管理・指導情報

履修・成績，進級・卒業判定 等

(4) 授業料等納付情報

口座振替情報，授業料債権情報 等

(5) 授業料等減免情報

家族氏名及び勤務先等，家計評価額，家計支持者の所得金額，入学料及び授業料減免額，特別控除額 等

(6) 奨学金関連情報

希望種別，希望月額，希望保証制度，振込口座等の奨学金申請情報，奨学生番号，支援区分，貸与月額，学修状況等の奨学金継続申請情報 等

(7) 学生健康管理情報

身長，体重，尿検査，視力，心電図，X線検査結果，健康診断結果 等

(8) 進路関連情報

進路希望及び就職活動，就職内定先，卒業後進路 等

(9) その他の情報

寄宿舎入寮者情報，学内施設・設備利用手続き等に関する情報，課外活動に関する情報，合理的配慮に関する情報，メールアドレス・パスワード等学内認証記号，会員ID等の校愛会会員情報，写真，映像，保護者等のメールアドレス 等

※各々の情報で，明らかに重複する項目，例えば「学生の氏名」などは一度の表記としています。

第2 第1に掲げる個人情報の利用目的は次のとおりです。

(1) 入学者選抜業務

入学者選抜，合否判定，入学手続き，入学者選抜方法改善の業務 等

(2) 教務関係業務

本人確認，本人への通知・連絡，掲示，家庭又は保証人等への連絡，各種証明書の発行，履修登録，授業・試験の実施，成績処理，進級・卒業等手続き，学位記の

発行 等

(3) 学生支援業務

授業料減免関係業務，各種奨学金受給等関係業務，課外活動支援業務，寄宿料徴収関係業務，障害学生支援に関する業務 等

(4) キャリア支援業務

求職登録，進路（就職）支援業務，進路（就職）関係業務 等

(5) 健康管理業務

健康診断の実施，健康診断証明書の発行，健康安全管理関係業務 等

(6) 学内施設等利用管理業務

寄宿舎入退寮管理業務，図書館利用管理・図書貸出業務，学内情報ネットワーク業務，学内福利厚生施設等利用手続き，入退出管理業務，課外活動関係業務 等

(7) その他

授業料等徴収関係業務，統計調査及び分析，教育改善のための調査研究，本学が発行等をする各種刊行物等への掲載及び送付，災害時等における安否確認，本学との雇用締結業務，弘前大学校愛会事業関係業務 等

第3 第2に掲げる利用目的に係る個人情報の取扱い業務の全部又は一部を外部に委託する場合があります。この場合，契約書に秘密保持等の義務等の事項を明記するとともに，必要に応じ，委託先における責任者等の管理体制，個人情報の管理の状況について確認します。

第4 弘前大学基金（弘前大学基金事務局），本学の後援会又は同窓会，弘前大学生協同組合から要請があった場合には，安全確保の措置を講じた上で，当該組織の事業に必要な範囲内において，個人情報を当該組織に提供することがあります。

第5 教育実習校，社会福祉施設，特別支援学校等の実習先施設から要請があった場合には，実習を円滑に実施するため，個人情報を当該実習先施設に提供することがあります。

第6 第3から第5に掲げる場合の他，次に掲げる場合を除き，個人情報の利用又は第三者に個人情報を提供することはありません。（事前に本人の同意を得た場合を除く。）

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって，本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(6) 学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人情報を提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み，個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

第7 第1に掲げるもの以外の個人情報を保有する場合又は利用目的に変更が生じた場合には、文書、メール等による通知又は本学ホームページ上への掲載等による公表を行います。

第8 個人情報の管理等、制度に関する問合せ及び当該制度に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求については、総務部総務企画課及び学務部教務課が対応します。

※令和5年12月28日改正について、第1（9）「その他の情報」において「会員ID等の校愛会会員情報」、第2（7）「その他」において「弘前大学校愛会事業関係業務」の追加を行いました。弘前大学校愛会については弘前大学校愛会HPからご確認ください。